

1 競争参加申請資格

競争参加の申請を行う者は、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (2) 一定の不誠実な行為により当機構から競争参加資格を取り消された者にあつては、その後2年間を経過していること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者でないこと（「その他」の工事種別のうち建設業法上の許可を必要としないものを希望する者を除く。）。
- (5) 共同企業体については、その構成員が(1)から(4)までに該当する者であること。
- (6) 競争参加資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の記載又は記載漏れがないこと。

**注** 平成19・20年度から、同一地区・同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録が出来なくなりました。  
 なお、経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。  
 また、単体企業としての認定を受けた後、経常建設共同企業体として申請を希望する場合は、当該工事種別について、単体企業としての認定を取り下げる旨の届出を添付した場合に限り、申請を受け付けるものとします。

2 申請の方法及び時期

- (1) 定期受付は、次のいずれかの方法により受付を行います。
  - ① インターネット方式（国土交通省等及び独立行政法人等が実施する一元受付）  
 本掲示の1、4及び6(1)を確認の上、別紙をご覧ください。
  - ② 文書郵送方式  
 平成26年12月1日（月）から平成27年1月15日（木）まで  
**※ 定期受付では、申請者負担の軽減及び受付事務の効率化の観点から文書持参方式での受付は行いません。**
- (2) 随時受付は、文書郵送方式又は文書持参方式により受付を行います。  
 平成27年2月2日（月）以降、随時

3 申請書類の郵送あて先、持参場所

申請書類の受付は、申請者の本社（本店）の所在地別に行いますので、指定の場所に定期受付は郵送、随時受付は郵送又は持参により提出してください。  
 なお、2地区以上に登録を希望する場合も、申請書類の提出は1部で足りるものとします。

申請者の本社（店）の所在地（都道府県）	登録地区	各登録地区における発注本部等	定期受付	随時受付	
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、北海道	東日本地区	◎通常の提出先	〒163-1302 新宿アイランド郵便局留 都市機構 平27・28 東日本地区工事審査担当	郵送・持参とも、左記の発注本部等のいずれか	
		東日本賃貸住宅本部			〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19階 電話03-5323-4782（総務部首都圏入札チーム）
		◎近日に競争参加を希望する案件がある場合は下記部署へご連絡下さい。			
		本社			〒231-8315 横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー5階（総合受付） 電話045-650-0189（総務部会計チーム）
		宮城・福島震災復興支援本部			〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-6-1 東武仙台第1ビル7階 電話022-355-4587（総務企画部経理チーム）
		岩手震災復興支援本部			〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル8階 電話019-604-3027（総務企画部経理チーム）
		東日本都市再生本部			〒163-1313 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー13階 電話03-5323-0631（総務部経理チーム）
		東日本賃貸住宅本部			〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー19階 電話03-5323-2208（総務部経理チーム）
		首都圏ニュータウン本部	〒163-1321 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー21階 電話03-3347-0709（総務企画部経理チーム）		
愛知、静岡、岐阜、三重、富山、石川	中部地区	中部支社	〒461-0005 名古屋東桜郵便局留 都市機構 平27・28 中部地区工事審査担当	郵送・持参とも、左記の発注支社	
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知	関西地区	西日本支社	〒537-0022 東成中浜郵便局留 都市機構 平27・28 関西地区工事審査担当	郵送・持参とも、左記の発注支社	
山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	九州地区	九州支社	〒810-8799 福岡中央郵便局留 都市機構 平27・28 九州地区工事審査担当	郵送・持参とも、左記の発注支社	

4 受付工事種別

建築、土木、電気、管、造園、保全建築、保全土木、塗装、防水、機械設置、畳、ふすま、舗装、汚水処理施設、その他

5 提出書類

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- (2) 総合評定値通知書の写し  
**注** 平成27・28年度から、資格審査の申請にあたっては、原則として、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であっても、申請時において、当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等）の提出が必要となります。
- (3) 営業所一覧表
- (4) 業態調書
- (5) 納税証明書（その3等）の写し
- (6) 経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む。）又は事業協同組合（官公需適格組合で、格付審査の特例の適用を希望するもの）で競争参加を希望される場合は、共同企業体等調書
- (7) 経常建設共同企業体で競争参加を希望される場合は、共同企業体協定書の写し
- (8) 委任状（行政書士等による代理申請の場合）

6 競争参加資格の有効期間

- (1) 定期受付：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで
- (2) 随時受付：競争参加資格の認定の日から平成29年3月31日まで

7 申請書類の入手方法

申請書類は、平成26年11月4日から次のホームページアドレスにアクセスをして、ダウンロードすることにより入手することができます。

<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

8 その他

- (1) 文書持参方式により申請をする場合は、申請書類の記載内容の確認をするので、内容を熟知している方が持参してください。
- (2) 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は申請書類の交付・受付を行いません。
- (3) 手続等について不明の点は、上記3の各本部等の契約担当にお問合せ願います。

## 別紙

平成 27・28 年度 建設工事競争参加資格審査申請において  
インターネットによる申請をする場合の申請方法等について

国土交通省等及び独立行政法人等が実施するインターネットによる一元受付を希望する者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、下記アドレスにアクセスし、パスワードを入手、申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードし、申請用データを送信してください（申請書類は不要）。

アドレス <https://www.pqr.mlit.go.jp>

受付に係る日程は以下のとおりです。

- ・パスワードの申込み受付

平成 26 年 1 月 4 日（火）から平成 26 年 12 月 26 日（金）まで

- ・入力プログラムのダウンロード

平成 26 年 1 月 4 日（火）から平成 27 年 1 月 15 日（木）まで

- ・申請用データ受付

平成 26 年 12 月 1 日（月）から平成 27 年 1 月 15 日（木）まで

※ 上記期間のうち、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日（月）から 1 月 3 日（土））の終日及び平日の 17:00 から 9:00 の間は、システムを運休していますので、ご注意ください。

なお、次の要件に該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。

- 建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていない場合
- 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成 25 年 6 月 30 日以降のものでない場合。さらに、平成 27・28 年度の資格審査にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない場合（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）。
- 経常建設共同企業体（大手企業連携経常建設共同企業体を含む）に係る申請の場合
- 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- 合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合を除く。）合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

- ①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その

一方が存続した場合における存続会社

- ②親会社とその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
  - ③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
  - ④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
  - ⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
  - グループ経審・持株会社経審を受けた者で、点数加算措置を希望する場合

以 上